

日本印度学仏教学会賞選考規約

(趣旨)

第一条 日本印度学仏教学会は、優れた研究業績をもたらした研究者に対して、日本印度学仏教学会賞

(以下「学会賞」とする。)を授与する。

(受賞候補者)

第二条 受賞候補者は、前年度の学術大会において研究発表を行い、かつ前年度の学会誌『印度學佛敎學研究』に論文が掲載された研究者で、前年度末現在で四十一歳以下の者とする。

第三条 審査の対象となる業績は、上記論文ならびに関連する研究論文および著作とする。

(選考委員会)

第四条 学会賞受賞候補者選考委員会(以下「選考委員会」とする。)は理事長を委員長とし、選考委員は理事、評議員、常務委員および企画編集委員の中から、分野を勘案して理事長が委嘱する。

第五条 選考委員は六名程度とし、任期は三年とする。

(選考方法)

第六条 受賞候補者の選考は以下の通りとする。

(1) 受賞候補者の推薦は評議員による。

(2) 選考委員会は、その推薦結果をもとに、原則として毎年度三名の受賞候補者を選考する。

第七条 評議員による推薦は一名から三名までとし、推薦の基礎となる研究業績を付記する。推薦に際しては、対象となる研究者の業績表、業績評価あるいは推薦理由を添えることができる。

(理事会の承認)

第八条 選考委員長は選考結果を理事会に報告し、理事会の承認を得て、学会賞受賞者を決定する。

(学会賞の授与)

第九条 学会賞の授与は学術大会会員総会において行う。

(改廃)

第十条 この規約の改廃は、理事会の議を経て、これを行う。

付則 この規約は、二〇〇九年九月八日から施行する。